

# 令和2年4月からの 保育園等・認定こども園・放課後児童クラブ・障害児放 課後児童クラブの入所申請を10月15日(火)から受け付けます

## 窓口混雑緩和のため郵送申し込みにご協力ください！

※提出方法の違いで利用調整結果の優劣はありません。(認定こども園(教育利用)は、直接施設へお申し込みください)  
各申請書類は、下記配付日時より市ホームページからダウンロード可能ですので、ご活用ください。

### 保育園等・認定こども園(教育利用は除く)の申請書配付および申請受付期間

	期間	書類	場所	注意事項等
配付	10月1日(火)～	保育の必要な事由の証明書(勤務内容証明書等)	保育課	保育の必要な事由に応じた書類が必要です。必要書類は窓口または市ホームページをご確認ください。
	10月15日(火)～	全申請書類 ・ ご案内冊子		受け入れが2歳児クラスまでの保育園等に入所している2歳児クラスの方には、郵送または保育園等から申請様式を配付します。 また、希望される方に郵送することもできます。
受付	期間	方法		必要書類・注意事項等
	10月15日(火) ～ 11月6日(火) ※当日消印有効	郵送 ※市役所開庁時は、保育課でも受け付けます。 ※10月20日(日)は、午前8時30分～正午に保育課窓口で受け付けます。		①教育・保育給付認定申請書 ②保育所等利用(調整)申請書(希望施設記入用紙含む) ③入所に関する確認表 ④勤務内容証明書等の保育の必要な事由の証明書 ⑤個人番号書類および本人確認書類の写し ※そのほか必要に応じて書類を提出していただきます。

※受付日(消印日)が過ぎた場合、令和2年4月2次申請以降となりますので、ご注意ください。  
※市外の保育園等の利用を希望する場合、市区町村により申請受付期間や提出書類等が異なります。

対象/保護者が次のいずれかに該当する必要があります。

- ①労働\* ②妊娠・出産 ③疾病・障害 ④親族等の介護・看護\* ⑤災害復旧 ⑥求職活動 ⑦就学\*  
⑧子どもへの虐待や配偶者からのDVのおそれがあること ⑨その他、上記に類する状態として市が認める場合  
※労働、介護・看護、就学は、その事由に1か月あたり64時間以上要していること。

### 令和2年度の保育園等・認定こども園一覧

10月15日(火)から配付予定の「令和2年度 幼稚園・認定こども園・保育園等のご案内」の冊子または市ホームページに一覧を掲載していますのでご確認ください。

### 放課後児童クラブ・障害児放課後児童クラブ申請書配付および申請受付期間

	期間	書類	場所	注意事項等	
配付	放課後児童クラブ	10月1日(火)～	保育課	保育の必要な事由に応じた書類が必要です。必要書類は窓口または市ホームページをご確認ください。	
	放課後児童クラブ	10月15日(火)～		全申請書類 ・ ご案内冊子	社会福祉協議会・はあとぴあ(総合福祉センター2階)でも配付しています(土・日曜日、祝日を除く)。
	障害児放課後児童クラブ				
受付	期間	方法		必要書類・注意事項等	
	放課後児童クラブ	10月15日(火) ～ 11月6日(火) ※当日消印有効	郵送 ※市役所開庁時は、窓口でも受け付けます。 ※10月20日(日)は午前8時30分～正午に保育課窓口で受け付けます。	①放課後児童クラブ入所申請書 ②勤務内容証明書等の保育を必要とする事由の証明書 ※そのほか必要に応じて書類を提出していただきます。 ※社会福祉協議会・はあとぴあ(総合福祉センター2階)でも受け付けます(土・日曜日、祝日を除く)。	
	障害児放課後児童クラブ		保育課窓口 ※10月20日(日)は午前8時30分～正午に保育課窓口で受け付けます。	①障害児放課後児童クラブ入所申請書 ②児童票 ③障害者手帳の写し(お持ちの場合) ※後日、半日の体験保育を行っていただきます。	

### 令和2年度の放課後児童クラブ・障害児放課後児童クラブ一覧

10月15日(火)から配付予定の「令和2年度 放課後児童クラブのご案内」・「令和2年度 障害児放課後児童クラブのご案内」の冊子または市ホームページに一覧を掲載していますのでご確認ください。

受付日時/土・日曜日、祝日、年末年始を除く 午前8時30分～午後5時15分  
10月20日(日)は午前8時30分～正午に受け付けます。

問/保育園等・認定こども園…保育課保育係 ☎463-2836

放課後児童クラブ・障害児放課後児童クラブ…保育課保育総務係 ☎463-2939



## 市内幼稚園入園申し込み

幼稚園とは、満3歳から小学校就学前までの幼児を教育し、心身の発達を助長するための教育施設です。幼稚園を希望される方は、各施設へ直接お申し込みください。

名称	所在地	電話番号(048)	名称	所在地	電話番号(048)
朝霞幼稚園	幸町3丁目5番16号	463-7915	根岸幼稚園	根岸台4丁目8番38号	461-7112
菩提樹の森幼稚園	膝折町1丁目16番17号	461-0240	朝霞花の木幼稚園	田島1丁目12番1号	456-0055
さいか幼稚園	西弁財1丁目6番17号	461-6039	朝霞なかよし幼稚園	北原2丁目7番16号	472-5739
あさか台幼稚園	根岸台7丁目2番6号	461-6753	朝霞たちばな幼稚園	宮戸3丁目7番1号	473-8787

# 10月1日から「幼児教育・保育の無償化<sup>※1</sup>」が始まります!

子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を目的とし、3～5歳児<sup>※2</sup>の児童と、3歳児<sup>※2</sup>未満で住民税非課税世帯の児童が対象です。

給付の対象になるには、市から「認定」を受ける必要があります。「認定」は、利用する施設・サービス<sup>※3</sup>や、児童の年齢、保育の必要な事由<sup>※4</sup>の有無によって変わります。

給付内容や給付方法<sup>※5</sup>についても、利用する施設・サービスに応じて異なりますので、保育課にご確認ください。

- ※1 すべての費用が無償ではなく、給食費(一部例外あり)や教材費、バス代、延長保育料等の実費徴収部分は無償化対象外です。また、利用する施設・サービスによって、給付の上限額が設けられていることもあります。
- ※2 無償化における「〇歳児」は、その年度の4月1日時点での年齢によって判断します。
- ※3 給付対象の施設・サービスは、所在地の市区町村から、運営等の基準を満たすとして「確認」を受けたものに限りです。
- ※4 保護者の労働や疾病などで、家庭において必要な保育ができない状況をいいます。保育園等・認定こども園の対象(8ページ中段)をご参照ください。
- ※5 給付方法は、あらかじめ給付額を差し引かれた利用料を支払う「現物支給」と、一度利用料を満額支払った後に領収書等必要書類を市に提出し、還付を受ける「償還払い」の2種類があります。  
なお、利用施設・サービスが市外の場合には、給付の方法が市内の施設・サービスと異なる場合があります。

## 無償化の対象と給付内容

子どもの年齢	3～5歳児クラス (3歳で迎える4月1日～小学校就学前)		0～2歳児クラス (出生～3歳になって最初の3月31日)			給付方法
	保育の必要な事由	あり	なし	あり	なし	
住民税課税状況	—	—	非課税	課税	—	
保育園、認定こども園(保育利用) 小規模保育施設	無償	利用不可	無償	無償化の対象外	利用不可	
新制度幼稚園、認定こども園(教育利用)	無償		/	/	/	現物給付
新制度未移行幼稚園(上記市内8園)	25,700円/月まで無償					
新制度幼稚園、認定こども園(教育利用)の預かり保育	11,300円/月 まで無償 (上限450円/日)	無償化の対象外	16,300円/月 まで無償 (上限450円/日)			償還払い
新制度未移行幼稚園の預かり保育						
認可外保育施設(ベビーシッター)、 一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポート・センター事業	合計37,000円/月 まで無償		合計42,000円/月 まで無償	無償化の対象外		

※3歳の誕生日以降、3歳児クラスより前に幼稚園(新制度移行、未移行とも)や認定こども園(教育利用)に入園する「満3歳児クラス」については、上記の3～5歳児クラスと同様ですが、預かり保育については、保育の必要性に加え、住民税非課税世帯であることが必要となります(利用上限額は16,300円/月)。

## 認定の申請方法

**保育園・認定こども園(保育利用)**… 入所申請には認定が必要です。他の書類とあわせて保育課に提出してください。

**幼稚園・認定こども園(教育利用)**… 原則、施設を通じて申請書を提出してください。

※保育園、認定こども園、幼稚園(新制度移行)に既に入所している方は、**今回の無償化に伴う手続きは不要です。**(認定こども園の教育利用で、保育の必要な事由を有し、預かり保育の利用を希望する方は除く)

**認可外保育、一時預かり等**… 施設・サービスの利用開始までに、直接、保育課まで申請してください。

制度についての詳細は、お問い合わせください。 ☎/保育課 ☎463-2939

※障害児通所施設を利用する3～5歳児クラスの方は、児童発達支援等のサービス利用者負担額も無料となります。  
☎/障害福祉課 ☎463-1598